

# 社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条 本規程は、定款第25条に規定する報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員等に報酬等を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 会長が決裁等のために出務した場合
- (2) 監事が本会の財産状況並びに業務執行状況を監査するために出務した場合
- (3) 役員等が理事会以外の業務において、会長の要請により出務した場合
- (4) その他、会長が必要と認めた場合

第3条 報酬等の金額は1日5,000円とし、月額合計で20,000円を超えないものとする。

第4条 上記のいずれかに該当する場合においても、役員等が町の特別職及び町職員の場合は報酬等を支給しない。

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

本規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成29年 4月 1日一部改正